

運 営 規 程

介護付有料老人ホーム
一般型特定施設入居者介護

あったかホーム桂浜

社 会 福 祉 法 人 C I J 福 祉 会

有料老人ホームあったかホーム桂浜

(介護付有料老人ホーム・一般型特定施設入居者介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 C I J 福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人C I J 福祉会が設置する有料老人ホームあったかホーム桂浜（指定介護予防特定施設入居者生活介護施設・指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「施設」という。））が実施する適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要支援・要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、入居者の意思、人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者や家族のニーズを的確に捉え、特定施設サービス計画に基づき、入居者が必要とする適切なサービスの提供に努めることとする。
- 2 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名 称 有料老人ホーム あったかホーム桂浜
- (2) 所在地 高知県高知市長浜4444-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名
管理者は、施設を代表し、運営管理及び業務の総括の任に当たる。
- (2) 生活相談員 1名
生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言指導その他の援助を行う。

(3) 看護職員 2名

看護職員は、常に入居者の健康状態に配意し、看護業務内での処置、健康管理、保健衛生指導、相談に当たる。

(4) 介護職員 22名以上

常勤換算で、要支援1の者に対して10対1、要支援2・要介護者に対して3対1の割合である人員基準を満たす人員を配置する。

介護職員は、入居者の自立支援、日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は入居者に対し、その心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、特定施設介護予防サービス計画・特定施設介護サービス計画の作成に関する業務を担当する。計画にあたっては入居者の解決する課題を明らかにし、入居者・家族の希望を踏まえたサービス計画を作成する。特定施設介護予防サービス計画・特定施設介護サービス計画作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行っていき、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(7) 栄養士 1名

栄養士は、入居者への給食管理及び栄養指導に当たる。

(8) 事務職員 1名

事務職員は、施設会計、財産管理、庶務等の事務を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 指定特定施設の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 入居定員数 72名

(2) 居室数 72室

(指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護は、入居者個々の特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。

- 2 入居者に対し、その心身の状況に応じ、自立支援と生活の充実について、適切な技術をもって行う。
- 3 入浴困難者に対し、適切な方法により1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 4 入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立を促すために必要な援助又はオムツを使用せざる得ない入居者のオムツの取替えを行う。
- 5 入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機

能の改善又は維持のために機能訓練を行う。

- 6 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- 7 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。
- 8 前各項に定める他、入居者に対し、食事、離床への配慮、整容、その他日常生活の世話を適切に行う。

(利用料、その他の費用)

第7条 指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は介護保険負担割合証に付された割合に基く額とする。また、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが必要と認められるものについては、その実費を徴収する。

2 介護給付以外の利用料

- (1) 居室料 32,000円～35,000円
- (2) 食費 45,000円(月30日の場合:1,500円/1日)
- (3) 施設維持管理費 11,000円
- (4) 水光熱費 16,000円
- (5) その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、徴収するものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 施設利用に当たっての留意すべき事項

- (1) 飲酒、暴力行為等の問題により、他の入居者に迷惑をかけたり、事故が予測される場合には、退居を願うことがある。
- (2) 他の入居者や職員に対するハラスメントに該当する又はその恐れがある行為をしないこと。
- (3) 外出・外泊の際には、必ず行き先と帰る時間を職員に申し出ること。
- (4) 入居者やその家族が希望する場合は、所持金や預貯金等を預かることができることとする。
- (5) その他入居生活上のルールを定め、重要事項説明書により説明のうえ、契約書により同意を得るものとする。

(施設職員の服務等)

第9条 施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の

秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

2 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内

3 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 施設は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第10条 施設は、入居者の身体的拘束は行わない。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため、一時的及び緊急やむを得ない場合並びに他に方法がない場合には、家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

（非常・災害対策）

第11条 消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画及び風水災害・地震等

の災害に対処する計画を立てておく。また、非常災害に備えるため、定期的に通報・消火・避難・救出その他必要な訓練を行うとともに、入居者の防災意識の高揚に努める。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故防止のマニュアルを定め、事故の発生、再発防止するためのリスク・マネジメント委員会を設置する。

- 2 前項に定めるリスク・マネジメント委員会の委員は、施設長、主任、生活相談員、計画作成担当介護支援専門員及び担当者で構成する。
- 3 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、速やかに高知市、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 5 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を配置する。
担当者は、事故発生の防止のための研修会を定期的実施する。
- 6 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(感染症対策)

第14条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、担当委員会にて随時見直すこと。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための担当委員会をおおむね3月に1回開催する。

(3) その他関係通知の遵守、徹底

(緊急時の対応)

第15条 施設長は、入居者に急変が生じた場合等に、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条 施設は、入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生、再発防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を作成し、整備する

(3) 虐待を防止するための定期的な研修会を実施する

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する

(5) 施設は、入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、直ちに防止策を講じ高知市へ報告するものとする

(6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

(苦情処理)

第17条 提供したサービス等に関する入居者もしくはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 職員に対し、その資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 人権尊重を基本理念とし、介護等技術の研鑽と研修に努める。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定める。

(附則)

- 1 この規程は平成 23 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日一部改正施行
- 3 平成 27 年 8 月 1 日一部改正施行
- 4 平成 31 年 7 月 1 日一部改正施行
- 5 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正施行
- 6 令和 3 年 6 月 1 日 一部改正施行
- 7 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正施行
- 8 令和 7 年 4 月 1 日 一部改正施行